

産業廃棄物処分量、特別管理産業廃棄物処分量に係る変更届の添付書類一覧

事業の全部若しくは一部を廃止した場合、又は次に掲げる事項を変更したときは、10日以内にその旨を神戸市長に届け出なければなりません。（法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定）

- ①法人の名称、代表者の氏名
- ②次に掲げる者
  - ・法人の役員、政令で定める使用人、法定代理人
  - ・発行済株式総数の5%以上の株を保有している株主
  - ・総出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者
- ③主たる事務所の所在地
- ④事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模
- ⑤処理前、処理後の廃棄物の保管場所に関する次に掲げる事項
  - ・所在地、面積、処分等のための保管上限、保管の高さのうち最高のもの
  - ・保管する廃棄物の種類

別紙 No	添付書類名	変更内容					廃止	備考	チェック
		①	②	③	④	⑤			
—	変更・廃止届出書 (規則様式第11号・17号)	○	○	○	○	○	○	様式第11号：産業廃棄物処理業 様式第17号：特別管理産業廃棄物処理業	
1	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）		△					新たに役員等になった者がある場合	
2	事業者、役員、政令使用人等名簿		△					全員の名簿	
3	株主又は出資者名簿		△					全員の名簿	
	定款又は寄附行為の写し	○						法人の場合のみ必要	
5	事業場の代表者である旨の申立書		△					該当する者のみ。なお、事業場の代表者となった人は政令使用人となります。	
	法人＝登記事項証明書※ 個人＝住民票（本籍記載）※ 登記されていないことの証明書 （①のみ）※（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）	○	○ 法 のみ	△				③法人：本店の場合 ③個人：住所の場合	
	役員・株主等（又は②に掲げる者）の 住民票（本籍記載）※ 登記されていないことの証明書※ （後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書） （株主等が法人の場合）株主等である法人の登記事項証明書		△					新たに役員・株主等になった者のみ	
8	事務所及び事業場等の名称及び所在地 の一覧表			○					
9	事務所及び事業場等の位置図・写真			○					
10	処理前・後の廃棄物の保管施設の概要					○		変更になった事項も明示してください	
	処理前・処理後の保管施設の配置図、 平面図、立面図及び構造図					○		変更になった部分も明示してください	
	現許可証の写し	○	△	△				許可証の書換えを伴う届出の場合のみ	
13	同時申請（届出）に関する申立書	△	△	△	△	△		複数申請・届出を同時に行う場合。	
	許可証の原本						○	新許可証は旧許可証と交換で交付します	

※印のついた書類は、3ヶ月以内に発行されたものに限る。  
△印のついた書類は、該当のある場合のみ添付してください。